

加賀市介護保険事業計画策定委員会
第3回会議

資料4

地域包括支援センターの 人員配置について

平成18年3月17日

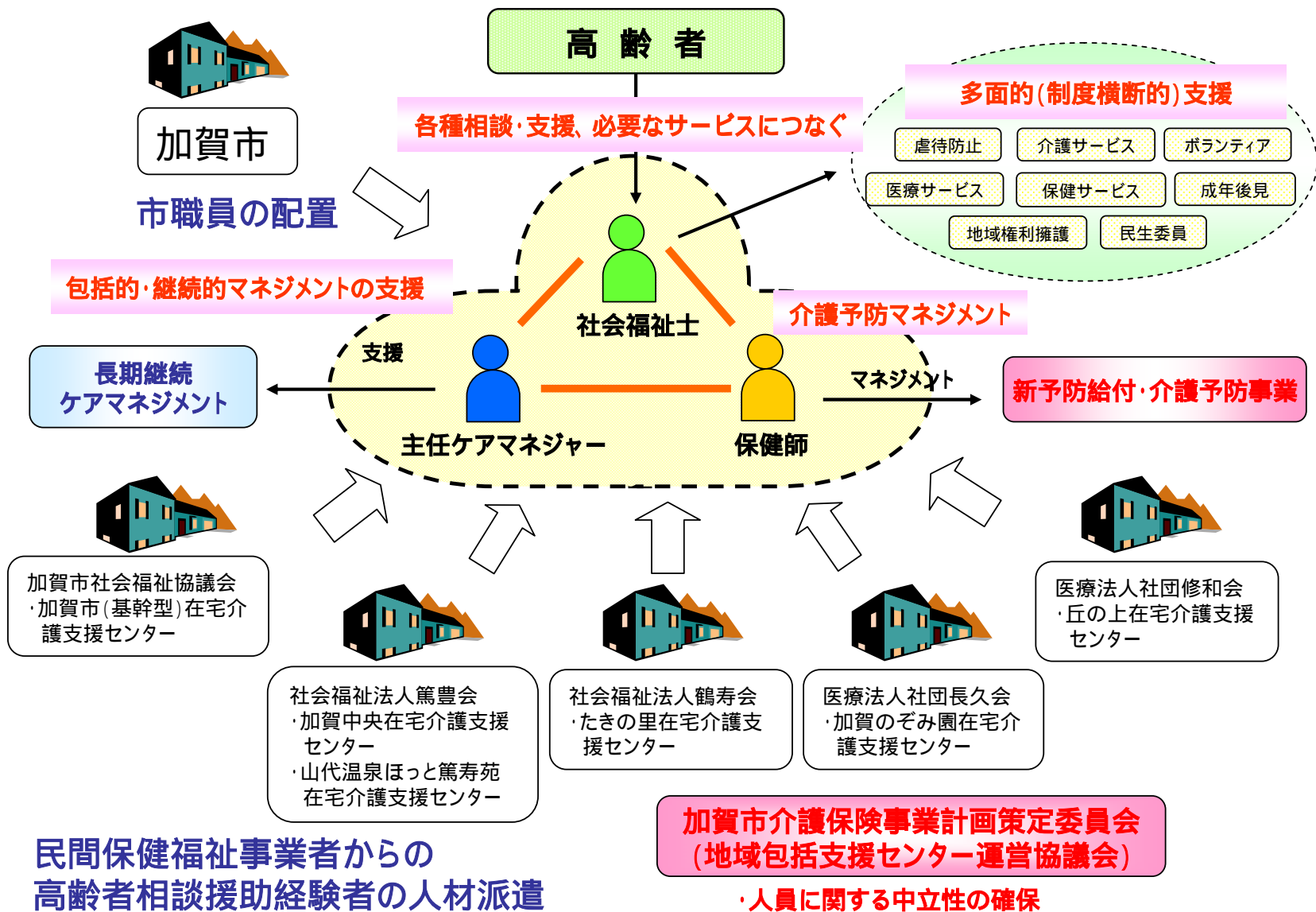
加 賀 市

加賀市地域包括支援センターの 人員配置について

加賀市が平成18年4月から直営により設置する地域包括支援センターの専門職員の人材については、

円滑に新体制に移行する観点から、加賀市職員の外に、平成17年度に加賀市が委託により設置している在宅介護支援センターの専門職員を派遣することにより配置することとする。

加賀市地域包括支援センターの人員体制について



在宅介護支援センターからの職員派遣について

現在、在宅介護支援センターの相談員が、虚弱高齢者に対して介護予防プランを作成し継続支援を行っている。



在宅介護支援センターが担当している虚弱高齢者の支援を継続するため(平成18年度から国事業としての在宅介護支援センターが廃止)、担当のケースを地域包括支援センターへ円滑に移行することが必要

既存の市職員では、相談援助技術をもった経験のある専門職員が不足している。



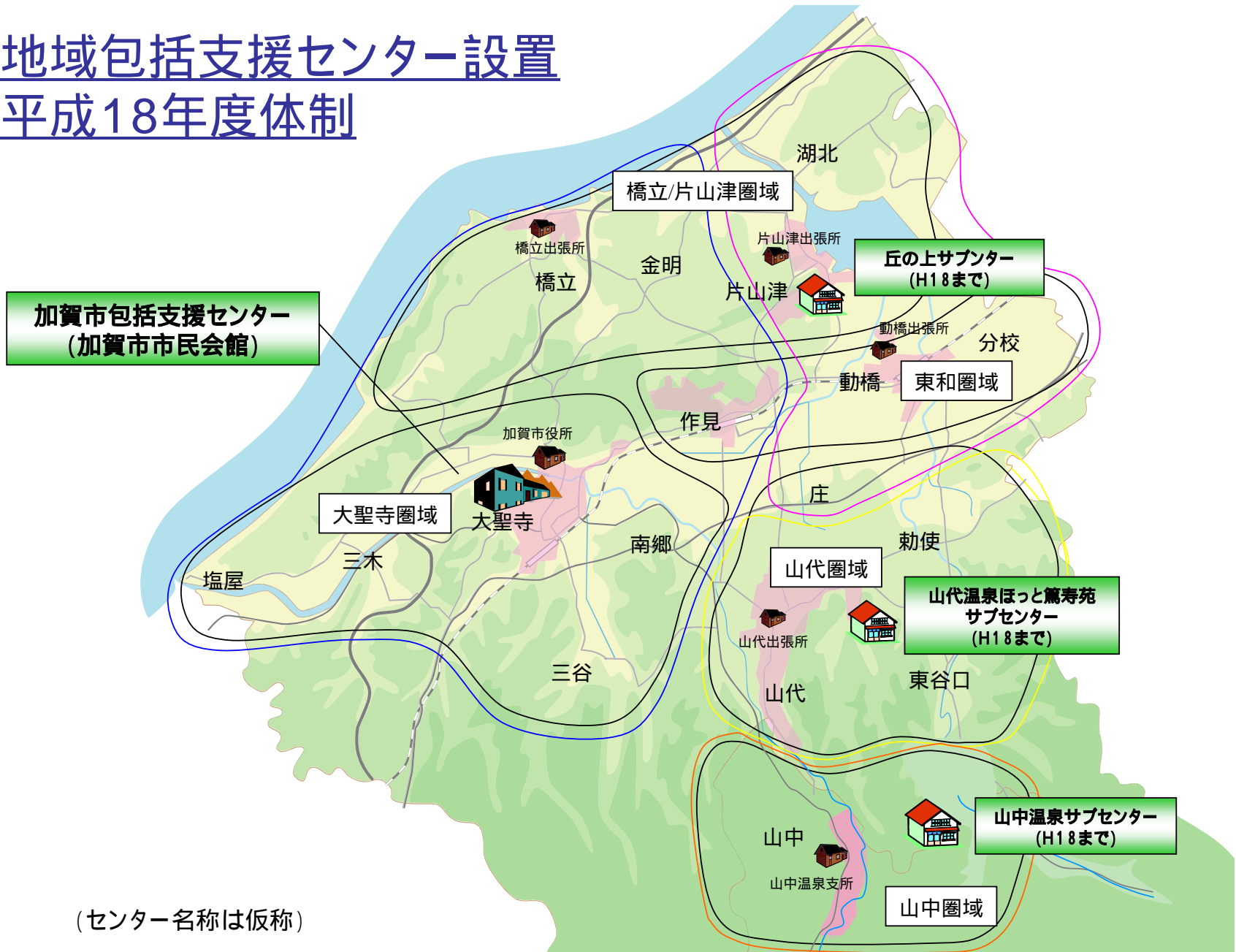
在宅介護支援センターは、高齢者の地域の相談窓口として、平成2年度～平成11年度から運営してきており、現在の相談員は十分な知識と経験を有している。

地域包括支援センター運営協議会による承諾を得る事項

加賀市においては、平成17年度においては介護保険事業計画策定委員会を「地域包括支援センター運営協議会」としての位置づけとしている。

1. 地域包括支援センターの設置に関する事項
2. 地域包括支援センターの運営・評価に関する事項
3. 地域包括支援センターの職員確保に関する事項
4. 地域における多機関ネットワークの形成に関する事項

地域包括支援センター設置 平成18年度体制



(センター名称は仮称)

高齢者の総合相談窓口

平成18年4月1日業務開始予定

高齢者こころまちセンター

(加賀市地域包括支援センター)

電話

72 - ^{はいハロー}8186

窓口

加賀市市民会館1階

必要に応じて自宅へ
訪問もいたします。